
議案第 2 号 ふるさと体験館「森野」の指定管理者の指定について

議長（堀部登志雄君） 日程第 9、議案第 2 号 ふるさと体験館「森野」の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、渡辺社会教育課長。

社会教育課長（渡辺裕美君） はい。それでは、説明させていただきます。

議案第 2 号、ふるさと体験館「森野」の指定管理者の指定について。指定管理者を次のとおり指定する。平成 16 年 4 月 28 日提出、白老町長。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、ふるさと体験館「森野」。所在地、白老郡白老町字森野 6 2 番地。2 指定管理者の名称及び所在地。名称・代表者、財団法人白老町体育協会、会長 道見義正。所在地、白老郡白老町本町 1 丁目 1 番 2 号、白老町総合体育館内。3 指定の期間、平成 16 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで。

議案説明。ふるさと体験館「森野」の指定管理者として、財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、候補者の選定については、ふるさと体験館「森野」指定管理者募集要項に基づき公募制としましたが、申請のあった当該団体の示す事業計画について内容確認を行ったところ、ふるさと体験館「森野」設置条例第 6 条第 2 項各号のいずれにも該当する団体であると認め、指定管理者の候補者としたものであります。

補足説明をさせていただきます。当該施設的环境整備を図ることが急務であることから、当該法人団体が管理するスポーツ施設等との連携を踏まえ、人件費等の抑制にも努められ、横断的な管理体制を図っていくことができること。

さらに、利用料金制度を適用し、当該法人団体に収受させることで、今後の当該法人団体の自主運営における管理委託の合理化を図り、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、柔軟性のある管理・運営体制を図るものとする。

以上のことも踏まえ、募集に際し提出された、ふるさと体験館「森野」指定管理者指定申請書及び当該事業計画書の内容においても適切であると認め、ふるさと体験館「森野」の指定管理者として指定するものであります。

財団法人白老町体育協会の概要につきましては、参考資料として記載のとおりであります。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

18 番、加藤正恭議員。

18 番（加藤正恭君） 18 番、加藤ですが、今議案説明を受けて、公募制をとったということなのですが、参加者は何団体だったのかということが一つ。

もう一つはですね、今回体育協会が指定管理者になったわけですが、これをどうのこうのということではございませんが、体育協会以外のですね、団体。ここにも設置条例にも書いているとおり、NPOとか市民団体というのにも含まれるようですが、これらはこの設置条例に対して該当されると予想される団体が白老にはあるのかどうかですね、それについて伺いたいと思います。

議長(堀部登志雄君) はい、渡辺社会教育課長。

社会教育課長(渡辺裕美君) はい。最初の参加団体数についてであります。問い合わせは2、3件ありました。ただし、申請書が提出されたのは、この指定管理者として指定を今議案として出ささせていただきました体育協会1件であります。

それと、体育協会以外のNPO法人等、こういう指定管理者となる、そういうような団体が、予想されるものがあるのかということですが、現状の中で、ちょっとそこまで把握はできておりませんが、今町内にあるNPO法人は、福祉関係でいろいろな活動をされているところが多いかというふうに考えております。

ただ、これから当然そういうような法人格を持った団体が、一層増えてくるということは、予想がされるというふうに思っております。

ですので、今後につきましては、そういう団体がまた地域の中で活発に活動されるようになってくるようになれば、今後こういうような指定管理者としての対象にはなるというふうに思っております。以上です。

議長(堀部登志雄君) はい、18番、加藤正恭議員。

18番(加藤正恭君) 18番、加藤ですが、体験館設置条例をですね、可決してどうのこうのというのが、ちょっとおかしいかと思うのですが、現在は、現在はと言ったらおかしいですが、過去はあそこは森野の小中学校の施設であったという歴史的なものを踏まえれば、当然この設置条例もですね、あれを活用しての条例であったかと思うのですが、たまたまあそこはご存知のように、白老大滝四季彩街道というですね、観光的な面も、今後重要視されるルートだと私は認識しておりますので、設置条例では社会教育というものを非常に重点的に目的としてですね、利用の目的として大きくクローズアップされているのですが、将来的にはポロト観光じゃないですが、文化か経済かという議論が過去なされていたようにですね、今後もこの場所についてはそういう面での議論がされるのじゃないのかなと思うのですが、将来的にこの条例の改正を含めたですね、考え方が、教育委員会としてはある、教育委員会に求めるのはどうかと思うのですが、あるのかどうかですね。

現在はちょっとそういう観光という面では、ちょっとほど遠いので、あれなのですが、将来的にはそういう面の条例改正ということも考えなければならない時期がですね来るのじゃないのかなと思うのですが、今から予想するのはいかがかと思いますが、どのようにお考えになっておるか、伺いたいと思います。

議長(堀部登志雄君) はい、渡辺社会教育課長。

社会教育課長(渡辺裕美君) はい。今回のふるさと体験館「森野」につきましては、学校等

の用途変更、社会教育施設としての活用をという大きな柱がありまして、今回設置条例を設置させていただきました。

で、加藤議員のお話のように、活用として社会教育施設もそうであるが、あそこの大滝線も含めた観光という部分から考えると、やはりこれからそういうような議論というのは、もっと強くなっていくのかなというふうには考えております。

あそこの学校自体は社会教育施設ではありますけれども、その他のにこだま園があったり、それから周辺にまた違う施設がというような、全体として考えた場合には、観光というようなそういうような部分も、これから考えられるのではないかなというふうには思っております。

ただ、条例の改正というところになりますと、今ここで条例を改正しますとかというようなお返答はできませんが、ただ、可能性と言いますか、その施設の活用という可能性から考えますと、これからもっと議論が必要なのではないかなというふうには考えております。以上です。

議長(堀部登志雄君) はい、他、ございませんか。

14番、大淵紀夫議員。

14番(大淵紀夫君) 14番、大淵です。教育委員会じゃなくてね、町にお尋ねをしたいのだけど、この指定管理者制度のそもそもの担当の課はどこでしょうか。

議長(堀部登志雄君) はい、白崎総務課長。

総務課長(白崎浩司君) ご質問の趣旨で、担当の課というと厳密にそういう答弁になるかどうか分かりませんが、指定管理者制度そのものは地方自治法の改正ですので、いわゆる公の施設を今までは、公共団体、公共的団体に管理することができるよということを改めて、NPO法人を含め、指定管理者制度になったと。

で、法の趣旨はそういうような改正ですから、おのおの担当部署で公の施設を持っていますので、その担当部署で指定管理者制度をやるよということになれば、その担当部署部署で担当になると。

ただ、条例改正とか、法の趣旨をどうのこうのするというのは、総務課の方では点検して、条例の提案になるというようなことでございます。

議長(堀部登志雄君) はい、他、14番、大淵紀夫議員。

14番(大淵紀夫君) 14番、大淵です。なぜそういうことを聞いたかというとな、例えば今の話で言えば、NPOを含めてなのだけれども、これ株式会社だってできるのだよね。現実的には。

ですから、すごく幅広いものだと思うのですよ。今教育委員会に答弁をさっき求めていましたけれども。僕はそうじゃなくて、町全体がこの指定管理者制度をどう捉えて、どう運用するのかっていうことがないと、根本的には僕は違った方向に行っちゃうのじゃないかと思うのです。それで今聞いたのですよ。

ですから、今の答弁で、やり方、手法としては理解はしますけれども、少なくともこれからこの制度が、各課にまたがって利用されるとしたならば、一定の考え方。例えばきちっとした、一定の枠をはめる。公の部分が介入できる枠をはめるとか、そういうことが必要になりますの

でね、そういうことはきちっと町の中でおさえておく必要があるというふうに思って、お尋ねをしたわけです。

これ、単に教育委員会だけの問題では、私は全然ないのじゃないかというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

議長(堀部登志雄君) はい、白崎総務課長。

総務課長(白崎浩司君) 今ご質問の趣旨、そのとおりだと思います。先ほども答弁しましたけれども、公共団体、公共的団体からNPOを含めて、民間団体を算入させると。で、その考え方は、サービスの向上が図られる。より以上のということですね。

それから、経費の節減になると。そういうことと、併せて民間のノウハウを導入できると。より効果的にその施設の活用を図られるというような観点で、効率的に運営が、その施設の運営ができるよというような考え方の中で、指定管理者を指定していくというような考え方ですから、当然今言われたとおり、利用者に対するサービスの、いろいろな面でですね、向上ができるという一定の判断の中で、やはりいわゆる指定をしていくというような考え方は、統一的には持っていきたいというふうに思っています。

議長(堀部登志雄君) 他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(堀部登志雄君) それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

採決いたします。議案第2号 ふるさと体験館「森野」の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長(堀部登志雄君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
